安全 衛生管理士有料指導料金

区分	大手企業		中小企業	
派遣時間	一般	会員	一般	会員
管理士(半日)	100,000	62,500	75,000	50,000
管理士(1日)	160,000	100,000	120,000	80,000

(税別価格)

- ※1 上記料金の他に指導に要する交通費、宿泊費、日当が必要になります。 (交通費は実費、宿泊・日当については当協会規定額)
- 中小企業とは、資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以 下の会社。それ以上の企業は大手企業としています。
- ※3 当協会の会員に加入している企業は会員価格となります。それ以外の企業は一般の価格となります。 (会員企業の確認は自社所在地の支部で確認してください。)
- ※4 時間外・休日等は時間帯により割増料金(25%~60%)になります。詳細はお問い合わせください。
- ※5 活動時間の基本は、半日活動(午前、午後)、1日は当協会就業時間としていますが、現場の作業状況等 により開始時間等の変更は可能です。
- ※6 税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相 当額は変動後の税率により計算した額となります。

派遣内容

依頼に応じて貴社の要望内容で講話いたします。 安全大会等の講話

(講話時間に関係なく定額(半日・1日)となります。講話に必要な資料(PPT)等の作

成料金も含んでいますが、配付資料のコピー代は含みません)

安全衛生教育講師 自社の安全衛生教育等についての要望内容で講師をいたします。

> (教育時間に関係なく定額(半日・1日)となります。教育に必要な資料(PPT)等の作 成料金も含んでいますが、受講者へ資料として配布するコピー代は含みません)

現場パトロール 自社現場に対して安全パトロールを行い、実施後に現場において寸評いたします。

年間を通じて複数の現場パトロール等を依頼される場合は、安全診断等の別の契約 があります。また、報告書等の提出を希望される場合は事前にご連絡ください。別途

料金にて対応いたします。

国からの補助金による、無料の集団指導・個別指導も実施していますので事務局へご確認ください。

補助金による活動には、主に中小事業場を対象としています。

無料の活動には、年間1回、アンケートの実施等の条件がありますので申し込み前に必ず事務局へご確認くだ さい。(有料指導と無料指導の区分を参考にしてください。)

管理士の活動状況により、ご希望の内容に添えない場合もあります。

無料指導と有料指導の区分

		無料		有料			
		集団指導	個別指導	集団指導	個別指導		
対象		中小総合建設工事業者等		※2 原則として 業種・規模の制限はありません。			
会員資格による限定		×		メ 会員と非会員では価格設定が異なります。			
回数		年間1回限り		※3 年間で複数回の依頼可能			
実施上 必要な	アンケート の実施	※1 〇 受講者単位	〇 現場単位	×			
必安な 事項 	参加者名簿 の提出	0	×	×			
内容の制限			現場パトロール終了後は寸評までとなり、報告 書等の提出はありません。	1. 建設業の安全衛生に関連しない内容については対応できません。 2. 建設関係団体等が実施する資格試験準備研修等については、事前にご相談ください。	現場パトロール終了後は寸評し、報告書等を提出いたします。		
時間外等の派遣		× 土日祝日、当協会所定時間外は対応できません。		〇 ※4 必要に応じて土日祝日、当協会所定時間外であっても対応可能です。			
		1社単独で開催する安全大会等(参加者が自社 職員のみ等)は対象外となります。但し、1社単 独で開催する安全大会であっても、複数の協力 業者等が参加する場合は対象となります。	る現場が近接している等の事情がある場合は2		原則として1日2現場までです。但し、対象とする現場が近接している等の事情がある場合は2 現場を超えて実施することができます(必ず事前に連絡してください)。		
	備考	※1 アンケートは60枚まで事務局において集計しますが、60枚以上の枚数については委託者において集計していただきます。 (例:アンケートが100枚の場合は、60枚を事務局が集計し、残り40枚は委託者に集計していただきます。 ※2 営利を目的とした企業・団体等が実施する講習会等への派遣はできません。 ※3 複数回継続して集団指導・個別指導の実施を希望する場合は、安全診断として指導の内容等、別途協議させていただきます。 ※4 当協会の所定時間外に指導等を行う場合は、指導料のほか割増料金により対応させていただきます。 ※5 その他この区分に定めのないものは、委託者の実態及び希望等を踏まえて決めさせていただきます。 (当協会が必要と認めた場合は、無料対象として実施することがあります)					